

○箱根町附属機関設置条例

令和元年12月23日  
条例第17号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(箱根町総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 箱根町総合計画審議会条例(昭和42年箱根町条例第3号)
- (2) 箱根町公営事業計画審議会条例(昭和38年箱根町条例第15号)
- (3) 箱根町特別職報酬等審議会条例(昭和40年箱根町条例第4号)
- (4) 箱根町水道事業運営協議会条例(昭和39年箱根町条例第10号)
- (5) 箱根町下水道運営協議会条例(平成13年箱根町条例第15号)
- (6) 箱根町消防審議会条例(昭和44年箱根町条例第14号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	箱根町総合計画審議会	総合計画に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町行財政改革有識者会議	行財政改革の推進に関する必要な事項について調査審議すること。	6人以内
	箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議	観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について調査審議すること。	9人以内
	箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議	箱根町人口ビジョン及び総合戦略に関する必要な事項について調査審議すること。	15人以内

箱根町公営事業計画審議会	観光資源の保護とその適性利用そのほか広く公益性追求の目的をもつ箱根町に適した公営事業計画を策定するため、必要な事項について調査審議すること。	10人以内
箱根町特別職報酬等審議会	特別職の報酬等の額について調査審議すること。	7人以内
箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画管理委員会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する必要な事項について調査審議すること。	11人以内
箱根町地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	12人以内
箱根町町営住宅入居者選考委員会	箱根町町営住宅条例(平成9年箱根町条例第14号)に基づき、入居者の選考について調査審議すること。	8人以内
箱根町障がい者福祉計画策定委員会	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	14人以内
箱根町健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康増進計画・食育推進計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	15人以内
箱根町自殺対策計画策定委員会	自殺対策計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
箱根町水道事業運営協議会	水道計画及びその実施に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
箱根町下水道運営協議会	下水道計画及びその実施に関する必要な事項について調査審議すること。	7人以内
箱根町消防審議会	消防組織機構その他消防行政に関する必要な事項について調査審議すること。	9人以内

○箱根町行財政改革有識者会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第17号)第2条の規定に基づき設置された箱根町行財政改革有識者会議(以下「有識者会議」という。)の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(1) 行財政改革に係る計画の策定及び進行管理に関すること。

(2) その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 有識者会議の委員(以下「委員」という。)は、行財政改革に優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員のうちから町長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

箱根町行財政改革有識者会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本町の行財政改革の推進について、有識者の専門的かつ幅広い見地から、助言、提言等を得るため、箱根町行財政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、意見を述べ、必要な助言、提言等を行うものとする。

(1) 行財政改革に係る計画の策定及び進行管理に関すること。

(2) その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 有識者会議は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、行財政改革に優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員のうちから町長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月5日から施行する。

(箱根町行政改革推進委員会設置要綱の廃止)

2 箱根町行政改革推進委員会設置要綱（平成8年6月24日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

---

箱根町行財政改革有識者会議設置要綱を廃止する要綱

箱根町行財政改革有識者会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。